

★★給餌者側が敗訴した裁判の判例を持ち出すなどしての給餌妨害は動愛法2条違反。当方はこのことを裁判官へも啓発しております★★去勢避妊の必要性を理解した途端にエサあげをやめると動物虐待（適正飼育義務に反する）。★★ホームレス猫への給餌者は法的には『飼い主』と見なされ、終生飼育義務があります。但しホームレス猫を室内飼いにする義務はありません★★

## 地域猫活動は

### ホームレス猫を、人による被害動物だと認識した合憲合法の公益活動

猫を好きか嫌いかで論じると水掛け論になります。合憲（国の最高法は憲法）かどうか判断基準。法の執行機関である自治体・警察・裁判所は、合憲合法かつ公益性のある地域猫活動を妨害できる法的根拠はありません。妨害すると公務員法に抵触します。

### 地域猫活動は“一代限りの給餌”で公益活動

猫を好き嫌いに関係なく、フン始末も含めて、地域の皆で役割分担をして、給餌給水・去勢避妊をし、猫を減らしていく活動。合法的かつ道義的にホームレス猫を減らしていきます。この活動への参加を強制はできませんが、妨害を許す法的根拠はありません。猫自身に罪がある訳でも、有志に罪や責任がある訳でもないのです。よって、有志へ全ての責任を背負わすのは、刑223条 強要の罪（義務のないことを強要する罪）にあたります。猫を捨てた訳でも増やした訳でもない有志へ「猫を全部家へ連れて行け」と強要するのは、義務のないことを背負わそうとする行為。ホームレス猫ができた原因は、遺棄した人、飼い猫を家から追い出してノラ化させた人間がいるから。好き嫌いに関係なく社会問題として捉え、皆で協力し合って解決しましょう。

## 猫を追い払えば、減るでしょうか？

- 追い払うだけ（違法）では猫は減りません。隠れて給餌する人はどこにでもあります。
- 給餌妨害によって猫を減らすのは『生命維持の妨害』で違法（2条/動物の習性を考慮して適正に取り扱うこと）
- 猫にはテリトリーがあり、現在の給餌場所から 20メートル以上移動させると、餌にありつけずに死に至る可能性が極めて高いため、追い払うのは実質、虐待（生命維持の妨害）になります。
- 東京都動物管理係も地域猫活動の公益性を認め、国（環境省動物愛護管理室）も推奨。給餌妨害（生命維持の妨害）によって猫を減らすのは違法。動物を思いやる子供達の心を傷つけない為にも、活動へのご理解を。

不幸なから犬のら猫を無くす為に、飼い犬・飼い猫へ去勢避妊をすべきなのは言うまでもありません。ホームレス動物が増える原因は、飼い主が去勢避妊を受けさせないこと、ペット店を存続させることにあります。ペット店・ブリーダーは反社会的な職業。

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・

■あなたが/ラ犬/ラ猫に生まれ変わったとしても「/ラ犬は迷惑だ！猫にエサをやるな！オシは正しい」と言いますか？ ■自分を憐れんでばかりの人は嫌われる ■善意は心からの善意でなければ嫌われる ■必要な批判はもっともっとせよ。無駄な陰口は言うべきではない。国民が言論活動をやめた国は滅びる ■肉食をやめると戦争がなくなる。肉食を止めると我欲がなくなるから ■中国は尖閣を必ず奪いくる。そしてすぐに日本を武力弾圧する。チベットの二の舞にならない為に、日本に必要なのは自衛力。 ■『人権擁護法案』は言論活動弾圧を目的とする悪法。可決されると言論活動をしただけで罪を問われ、北朝鮮・中国と同じような独裁国家になる。

アニマルポリス

〒960-8066 福島市矢剣町11-3 星野 024-563-7650 (tel fax)

地域猫活動の趣旨を理解できない方へは、二本松アニマルポリス 星野へ電話するようお願いいたします  
星野が後ろ盾となって法対策を致します